

後記

本論文集は、倉澤康一郎先生より学恩を賜った商法研究会メンバー一同からの感謝の気持の結実である。ひたすら学究の徒を貫かれておられる先生へのご恩返しは、それぞれが精魂込めた論文を捧げること以外にはありえない。本論文集を編むにあたって、広く塾内外から執筆の希望が寄せられてはいたが、法学研究という雑誌の性格上、また先生の御要望もあり、塾内のしかも商法研究会のメンバーに限らせて頂くこととした（ただし、内池教授は同研究会のメンバーではいらつしやらないが、御本人のたつての希望と倉澤先生との公私にわたる交誼という関係から、私の責任において執筆して頂いている）。

先生の学問について、ここで何かを述べるなどということとはしない。分野の如何を問わず、およそ学問を志す者であるならば、「倉澤（商）法学」の偉大さを知っているであろうし、また知らなくてはならないからである（先生の商法学自体については、先生に捧げられた奥島孝康教授と私の共編著『商法の判例と論理（倉澤康一郎教授還暦記念論文集）』の「あとがき——倉澤商法学の正体」において詳細に論じておいた）。「人間倉澤康一郎」もまた偉大な魅力ある人物である。私の二十数年に及ぶ「押しかけ弟子」生活の中で、一度としていやな思いをさせられたことはない（唯一あるとすれば、先生と飲んだ後は必ず便器を抱え

て苦しんだことくらいか）。ただただ、人間とはこうあるべきなのか、どうしたらこうなれるのか、と自らの小ささを嘆くばかりである。今の素直な気持。それはもともと先生とともに仕事をしたかった、そしてもともと先生から学んでおきたかったということである。おそらく、執筆者全員の偽らざる気持である。もちろん、先生は生涯学者を貫かれ、人間としても魅力あふれる営みを続けていかれることは間違いない。したがって、先生の学問にこれからもいつでも触れることはできるし、またいつでもわれわれを喜んで受け入れて下さるということは確かではある。しかし、ここ慶應義塾を去られ、われわれのそばから離れていかれるということ自体、われわれにはつらい試練なのである。今ほど定年制度をうらみに思うことはない。親離れしない子供との批判もあえて受けよう（ただし、これは商法研究会の総意ではなく、私の個人的な問題である）。それほど偉大な尊敬すべき師をもつことができただけでも幸せであり、自慢すべきことだからである。目標のない人間ほど不幸なことはない。学者としてもまた人間としても先生ははるかに遠くにはあるけれど、われわれは少しでもそこへ近づくべき目標をもっている。その誓いの印こそ、この論文集なのである。

平成九年一月

法学部教授 宮 島 司